旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第八三八号　昭和六十三年八月二十四日

㈡　商号　株式会社トラベルプラザインターナショナル中部

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社トラベルプラザインターナショナル中部　名古屋市西区名駅二丁目二七番八号　代表取締役　高木　浩

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　名古屋市西区名駅二丁目二七番八号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十九年四月五日

四、当協会に預託した保証金等額　百万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関る取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、七千万円及び百万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十九年五月二十二日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

公表　田川　博己

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第七一一号　昭和六十一年六月二日

㈡　商号　株式会社アールアンドシーツアーズ

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社アールアンドシーツアーズ　東京都中央区八丁堀三丁目一八番一一号　代表清算人　田島　幸部

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都中央区八丁堀三丁目一八番一一号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十九年四月五日

四、当協会に預託した保証金等額　三千七百五十万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関る取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、七千万円及び三千七百五十万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十九年五月二十二日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

公表　田川　博己

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成29年5月22日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社エスエフクリーン工業（シルバープラン）　②第3種旅行業　③群馬県知事登録旅行業第3－471号　④株式会社エスエフクリーン工業（シルバープラン）　群馬県前橋市天川大島町二丁目15番8号　代表取締役　深見政美　⑤株式会社エスエフクリーン工業（シルバープラン）　群馬県前橋市天川大島町二丁目15番8号　⑥平成24年12月25日　⑧平成29年5月1日　⑩300万円　⑪群馬県知事　⑫群馬県前橋市天川大島町二丁目15番8号　株式会社エスエフクリーン工業（シルバープラン）　代表取締役　深見政美

B　①有限会社コバインターナショナル　②第3種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第3－666号　④有限会社コバインターナショナル　横浜市中区本町1－7　取締役　小林邦夫　⑤鎌倉営業所　神奈川県鎌倉市西鎌倉4－8－9　⑥平成8年5月30日　⑧平成29年5月1日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫横浜市中区本町1－7　有限会社コバインターナショナル　取締役　小林邦夫

B　①一般財団法人愛知県労働者福祉基金協会　②第3種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第3－1333号　④一般財団法人愛知県労働者福祉基金協会　名古屋市熱田区金山町一丁目14番18号　代表理事　綱木富夫　⑤本社営業所　名古屋市熱田区金山町一丁目14番18号　⑥平成24年7月19日　⑧平成29年4月19日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫名古屋市熱田区金山町一丁目14番18号　一般財団法人愛知県労働者福祉基金協会　代表理事　綱木富夫